

第1部 総論

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の目的

私たちが暮らす社会においては、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

また、近年、障害のある人や家族の高齢化、障害の重度化が進む中で、障害福祉サービス等に対するニーズはますます複雑多様化しており、全ての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められます。

本市では、平成30年(2018年)3月に「松原市第3次障害者計画」を策定し、「障害のある人もない人も安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指す」を基本理念として掲げ、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし、自己選択と自己決定のもとに自立と社会への参加・参画を実現できるように、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ計画的に展開してきました。

また、平成18年(2006年)3月に策定した「松原市障害福祉計画」を、以後3年ごとに改定するとともに、平成30年(2018年)3月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)及び「児童福祉法」の改正を受けて新たに策定した「松原市障害児福祉計画」により、障害福祉サービス、障害児支援サービス等が身近な地域において提供されるよう推進してきました。

このたび、前計画である「松原市第3次障害者計画」「第6期松原市障害福祉計画及び第2期松原市障害児福祉計画」の計画期間が令和5年度(2023年度)をもって終了することから、「障害者基本法」及び「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の規定に基づき、新たな「松原市第4次障害者計画」「第7期松原市障害福祉計画及び第3期松原市障害児福祉計画」を策定し、障害者・児施策の基本的方向性と具体的な取組について定めるとともに、障害福祉サービス等の具体的な成果目標と活動指標を設定し、その達成方策を明らかにします。

(2) 国や大阪府の動向

前計画の策定に前後して、国においては、障害のある人に関わる様々な制度の改革に向けられた検討が進められ、多くの関係法令が制定・改正されました。

また、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等が希望する生活を実現するための施策の充実・強化が求められています。

近年の法制度の制定・改正状況は次の項目で概要をまとめています。

また、大阪府においては、令和6年を始期とする「第7期大阪府障がい福祉計画」と「第3期大阪府障がい児福祉計画」の策定を進めているところであり、障害福祉施策のより一層の総合的・計画的な推進に向けて各種の取組が進められる予定です。

(3) 国における法令等の制定・改正

～関連法の制定・改正～

- ◆ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)の制定(令和元年(2019年))

視覚障害者等の読書環境の整備推進に関し、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定め、国や自治体が果たすべき責務等を明記し、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現に寄与することを目的としたものです。

- ◆ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の一部を改正する法律の制定(令和2年(2020年))

高齢者や障害者等の自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準(移動等円滑化基準)への適合を求めるとともに、バリアフリー化推進のため、既存の施設への基準適合の努力義務等が定められました。

◆ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の制定
(令和3年(2021年))

令和3年5月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)が改正され、令和6年4月1日から、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。これまで民間の事業者の「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体等と同様に「義務」とされます。

◆ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律の制定
(令和4年(2022年))

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するために下記の①から⑤等の措置を講ずるとされました。

- ①障害者等の地域生活の支援体制の充実
- ②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進
- ③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
- ④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
- ⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備

◆ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の制定
(令和4年(2022年))

今般の改正は、精神保健福祉法が障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制を整備するためのものです。

◆ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の制定
(令和4年(2022年))

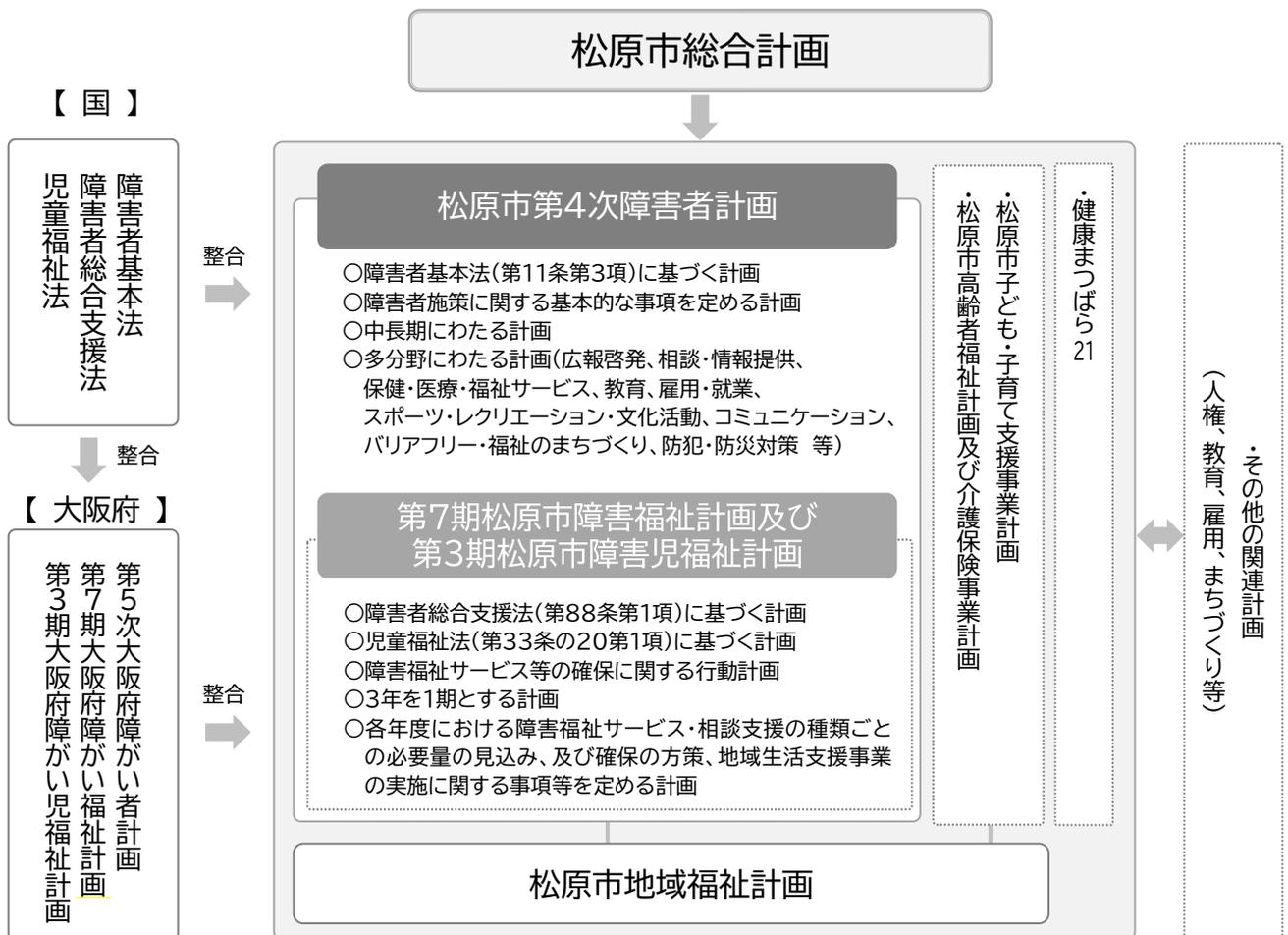
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定めること等により、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進するものです。

2 計画の位置づけ

「松原市第4次障害者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画であり、市が今後進めていく障害者施策の基本方向や目標を総合的に定める計画です。

本計画は、「松原市第5次総合計画(令和元年度～令和8年度)」を最上位計画とし、「松原市地域福祉計画」「松原市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」「健康まつばら21」「松原市子ども・子育て支援事業計画」等の保健福祉分野における関連計画、教育・雇用・人権・まちづくり等、関連分野における施策との整合を図りながら推進します。

「松原市第4次障害者計画」と「第7期松原市障害福祉計画及び第3期松原市障害児福祉計画」の関係については、前者が障害のある人に関わる施策全体の基本方向を分野ごとに明らかにする基本計画であるのに対して、後者は障害者総合支援法及び児童福祉法で規定された障害福祉サービスや障害児支援サービス等の実施内容とその事業量及び目標数値を明らかにする実施計画という位置づけになります。



本計画は持続可能な開発目標 SDGs(エスディーゼーズ)における全17の目標分野のうち、「目標1 貧困をなくそう」「目標3 すべての人に健康と福祉を」「目標4 質の高い教育をみんなに」「目標8 働きがいも経済成長も」「目標10 人や国の不平等をなくそう」「目標11 住み続けられるまちづくりを」「目標16 平和と公正をすべての人に」「目標17 パートナーシップで目標を達成しよう」の8分野に関わる施策内容を含んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 近年の国・大阪府の主な動向

国では、令和3年5月に「障害者差別解消法」が改正され、令和6年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

令和4年5月には、全ての障害者が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するために必要とする情報を十分に取得、利用し、円滑に意思疎通を図ることができるよう「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)が施行されました。

大阪府では、大阪府障がい者自立支援協議会による「地域における障がい者等への支援体制について」の報告が令和5年3月に公表されています。

4 計画の期間

「松原市第4次障害者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6か年を計画期間とします。障害のある人を取り巻く社会環境に多大な影響を与える社会情勢の変化や法令・制度の変更が生じた場合は、適時に必要な見直しを行います。

「第7期松原市障害福祉計画・第3期松原市障害児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
松原市第3次障害者計画 (平成30年度～令和5年度)			松原市第4次障害者計画 (令和6年度～令和11年度)					
第6期松原市障害福祉計画 第2期松原市障害児福祉計画			第7期松原市障害福祉計画 第3期松原市障害児福祉計画			第8期松原市障害福祉計画 第4期松原市障害児福祉計画		

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「松原市障害者施策推進協議会」及び「松原市地域自立支援協議会」において審議を行い、計画内容に関し議論を重ねました。

計画策定のための基礎資料を得るために、市民(障害者手帳所持者・障害者手帳所持者以外)アンケート調査を実施し、障害のある人の生活状況やニーズ、現行の施策・事業に対する評価等について把握し、分析を行いました。

上記アンケート結果を補完し、より具体的な問題提起や要望を把握するため、市内の障害者団体等を対象にヒアリング調査を実施し、実態把握に努めました。また、広く一般市民からパブリックコメントを募集し、計画内容の見直しへの反映に努めました。

庁内の策定体制として、制度・分野ごとの縦割りを超えて庁内組織横断的な連携体制のもとに、施策の検討並びに情報共有を行いました。